

平成 15 年 5 月 6 日

WHO 世界保健総会 日本政府代表団 様  
厚生労働大臣 坂口 力 様

特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会  
会長 竹村 喬  
事務所 〒540-0004 大阪市中央区玉造 1-21-1-702  
Tel, Fax 06-6765-5020, <http://www3.ocn.ne.jp/~muen/>

## WHO 世界保健総会でのたばこ規制枠組条約案に賛成し 採択にご尽力をお願いします

謹啓、今年 3 月 1 日に、WHO-FCTC 第 6 回（最終）政府間交渉会議で、たばこ規制枠組条約案がまとめられました。日本政府代表団もこの最終案に賛同したとのことでした。

しかし一部の国では、この条約案に反対し、留保を認めないとする第 30 条を削除するよう求め、条約案を弱体化しようとしていて、5 月 19-28 日にジュネーブで開催される世界保健総会で、3 月 1 日にまとめられた最終案が、そのまま採択されるかどうか、予断を許しません。

この FCTC は、「現在及び将来の世代をタバコ消費及びタバコ煙への暴露によって起こる甚大な健康的・社会的・環境的・経済的被害から守ること」を目的として、国際的な枠組みを決めようとするものです。これまでの 6 回もの政府間交渉での長時間の議論を経て、当初案から後退した内容となった部分はあるものの、3 月 1 日ようやく条約の最終案がまとめられたのですから、日本政府が、本条約最終案に賛成し、採択へ向けご尽力くださるようお願い申し上げます。

健康増進法が 5 月から施行され、受動喫煙防止の施策は、わが国で早くも実をあげつつあり、本条約案の採択は、わが国の国民の健康づくり、及び各国が足並みを揃えて国際的な健康づくりの連携を進める上でもきわめて重要なものですのでよろしく願いいたします。

〔今後日本で必要な関連するたばこ対策〕

WHO-FCTC たばこ規制枠組条約最終案をもとに今後日本で必要とされる関連対策

1. タバコの健康警告表示について、タバコの害（能動及び受動喫煙の害と依存性）の真実を伝えるために、包装の両面の最低 30%、できれば 50%を用いて、大きく、明瞭で、読みやすい健康警告を表示すること。喫煙者に健康に害が少ないとの錯覚と誤解を与える低タール、ライトやマイルド等の銘柄名は使わないこと。  
枠組条約では、締約国は発効後 3 年以内にこれらの措置をとるものとされています。（条約案第 11 条関係）
2. 未成年者喫煙防止と、喫煙率の大幅な低下のために、タバコ税の大幅な段階的増税を 2004 年度以降も引き続き実施すること。そして、タバコ税増収分を、未成年の喫煙防止、職場・公共の場所の分煙・禁煙、禁煙支援ならびにタバコ耕作や小売販売の転業支援などの対策費に充てるようにすること。（条約案第 6 条関係）
3. 国民の健康を受動喫煙から守るために、健康増進法第 25 条（受動喫煙の防止）を強化し罰則のあるものとする。特に、学校、病院、役所の禁煙を早急を実現すること。（条約案第 8 条関係）
4. あらゆるタバコの広告、販売促進およびスポンサーシップの包括的禁止を実現するべく、早急に検討すること。枠組条約では、締約国は発効後 5 年以内にこれらの措置をとるものとされています。（条約案第 13 条関係）
5. タバコ産業の完全民営化を進め、かつタバコに関する所管を、国民の健康を所管する厚生労働省に移管すること。